# 第６章

# 計画の進行管理

# 第６章　計画の進行管理

この計画を推進していくためには、計画の進行管理を着実に行うとともに、市民を始めこの計画に関係する機関等が適切な役割分担をし、積極的に活動していくことが必要です。

## １　計画の進行管理

この計画の進行管理は、子ども・子育て会議に設置した「子育て支援事業推進部会」において各事業の取組状況を把握・評価し、その結果を毎年１回、市民に公表します。

利用者の視点に立ち、事業を評価し、ＰＤＣＡサイクル（計画ー実施ー評価ー改善）を通して計画の実効性を高めることを目指します。また、各事業（第４章部分）における具体的指標値については、総合計画を始めとする各計画の指標値等を踏まえ、毎年事業を評価し、課題を挙げた上で翌年度以降の事業実施につなげていくものとします。

なお、計画期間の中間年を目安にして、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の見直しを行うものとします。また、今後国の政策の動向や社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて各事業の内容の一部を変更する場合があります。

## ２　適切な役割分担による計画の推進

市民を始め、この計画に関係する以下のような機関等が適切に連携・役割分担しながら、それぞれの取組を進めていきます。

### （１）市や関係機関等

庁内各課、関係機関等においては、それぞれの担当する事業を推進し、毎年、その取組状況を確認します。事業の推進に当たっては、特に関係する課等と緊密に連携を取りながら行います。

子どもの健やかな成長や子育て家庭からの相談、児童虐待の防止等については、各機関等における活動はもとより、相互に連携を図りながら対応することが必要です。

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等においては、それぞれの特色を生かした取組を推進するとともに、相互に情報交換や交流を行うように努めます。また、それぞれが地域に開かれた運営を行い、地域における子育ての核となることが期待され、地域の人々が参画しやすい機会を作ることが大切です。

## （２）家庭

子育ての基本は家庭にあります。保護者等は親としての自覚を十分に持ち、愛情を持って子育てに取り組んでいきます。このため、自主的に子育て等についての情報収集や学習を積極的に行います。また、母親だけに子育ての負担がかからないように、父親等家族がお互いに協力し合い子育てを行います。

## （３）地域社会

地域に住む大人たちが地域の子どもを地域で育てるという意識を持つことが重要です。大人たちは、地域で子どもたちとふれあう機会を増やし、子どもを温かく見守り、時には諭しながら育てていきます。また、子育て家庭が子育てに悩み、地域で孤立しないように、地域が見守るとともに手助けします。

民生委員児童委員※、子育てサークル、地域教育力ネットワーク協議会等地域の活動組織は、子どもの育成支援に積極的に取り組みます。また、それぞれが個別に活動を行うだけではなく、相互に情報交換や交流の機会を積極的に持ち、より効果的な活動を行っていくこととします。

## （４）事業所等

育児期間中も仕事を持つ親が増えている中で、職場における子育て支援が一層重要となっています。そこで、育児・介護休業法等の趣旨を理解し、育児休業制度※等必要な制度の整備を図ります。また、育児休業制度を始めとした仕事と子育てとの両立支援のための制度を利用しやすいように、イクボス宣言企業登録制度の普及・促進等職場において子育て家庭への理解を深め、仕事だけではなく子育ても大事であるというような意識の醸成に努めます。

次世代育成支援対策推進法において、１０１人以上の労働者のいる事業主については、「一般事業主行動計画」の公表と労働者に対する周知とともに、計画の実施状況の点検・評価を行い、その後の対策に反映させていきます。